

# 個人情報取扱指針の論点・スコープ案について

---

令和4年3月24日  
内閣府防災

# 指針で取り扱うべき論点となる防災業務と課題のあった対応シーン

- 第 1 回検討会における各委員からのご意見やアンケート・ヒアリング調査をもとに、  
**この度、論点となる防災業務を現時点で14項目ほど抽出し、各自治体はどの対応シーンで  
悩みや問題を抱えているかを整理した上で、事務局として今後検討すべき事項を整理した。**

## 論点整理に向けた考え方

### 論点となる防災業務

⇒ 例: 『救命救助への活用』

※「防災分野」という観点で今後議論を進めていくに当たっての基本的な単位  
※ 検討会での議論や調査進捗等により柔軟に追加や修正

### 対応シーン

- 地区単位で被災者と連絡が取れなくなった際にどの組織まで名簿を共有するか迷ったが、人命優先で地区住民全体の名簿を警察・消防・消防団に配布した。
- また、検索完了後に名簿を回収したが、災害時の混乱の中での回収となってしまった。

### 問題点・課題

- 定型化できない現場の救助活動における積極的な情報提供と個人情報保護のバランスに関する考え方が明確ではない。
- 災害時の混乱の中で、提供後の名簿等個人情報の管理が困難となるケースもある。

## 指針で取り扱うべき論点となる防災業務と課題のあった対応シーン（1/5）

今後は以下項目をベースとしつつ、議論や継続調査の中でさらに項目等を精査していくこととし、それぞれの場面にて、どのように考え行動するべきかの方針や留意点などを、法的解釈も含め検討することとしたい。

| 論点となる防災業務                          | 課題のあった対応シーン(一部を例示)   | 問題点・課題   |
|------------------------------------|--|--|
| <p>① 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、活用等</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該名簿の提供については、災害時にその<b>必要性を市町村長が判断</b>することとなっているが、<u>法令等に具体的な規定がないため</u>、その判断に躊躇してしまう場合がある。</li> <li>当該名簿を提供する場合の配慮について、必要な措置を講ずるよう努める必要があるが、<u>どの程度の措置が必要か不明</u>であることから、躊躇してしまい提供できないおそれがある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>法令・指針により既に整理されているが、自治体内部又は関係機関を含めた適切な運用について、どのように理解促進を行うか。</li> <li>法令・指針により既に整理されているが、自治体内部又は関係機関を含めた適切な運用について、どのように理解促進を行うか。</li> </ul> |
| <p>② ハザードマップ・被害想定作成</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取引の関係で既往浸水履歴の問い合わせについて、<u>個人の住宅における直近の被害状況等をホームページで公表</u>することは問題がないのか不明である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人住宅における過去の被害状況や建築年数等を公開できるシーン・目的をどのように考えるか。</li> </ul>   |
| <p>③ 避難誘導への活用</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災アプリの位置情報や河川監視カメラの映像を利用して行政が個人へ避難の呼びかけをすることが、<u>「本人の利益になる」</u>や<u>「内部で利用するにつき相当の理由」</u>に該当するの<b>か不明</b>である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導の状況において、どの程度の状況が「本人の利益になる」or「内部で利用するにつき相当の理由」に該当するの<b>か</b>。</li> </ul>   |

## 論点となる防災業務

## 課題のあった対応シーン(一部を例示)

## 問題点・課題

## ④ 災害対策本部業務での活用

- 自治体の災害対策本部において、民間企業を含む多くの関係者がいる中で、本部の大型モニター等にて一斉共有できる状態となっていることについて、「本人の利益になるとき」等として処理してよいか判断に迷う。

- 対策本部など、対応目的が異なる関係者がいる中で、どの程度の情報共有であれば問題がないのか。
- また、共有の判断主体が災害対策本部（防災所管）なのか、当該情報の所有部局なのか。

## ⑤ 救命救急への活用

- 被災者（登山者）の搜索において、駐車場の車両ナンバーを活用しようとしたが、車両の持ち主が登山者本人か分からないこともあり、関係機関から提供が受けられなかった。

- 救助活動において、自治体が個人情報の提供を求められることができるシーンや必要な情報の範囲をどのように考えるか。

- 地区単位で被災者と連絡が取れなくなった際に、どの組織まで名簿を共有するか迷ったが、人命優先で地区住民全体の名簿を警察・消防・消防団に配布した。また、搜索完了後に名簿を回収したが、災害時の混乱の中での回収、チェックとなった。

- 定型化できない現場の救助活用において、積極的な情報提供と個人情報保護のバランスに関する考え方が明確ではない。
- 災害時の混乱の中で、提供後の名簿等について個人情報の管理が困難となるケースもある。

論点となる防災業務

課題のあった対応シーン(一部を例示)

問題点・課題

⑥ デジタル技術を活用した被害の状況把握への活用

- 防災アプリのチャット機能で本人以外の情報の受け渡しがあった際、取り扱いに迷うおそれがある。なお、取得したデータが人の生命や身体、健康、生活の保護のために必要となる「可能性がある」場合は利用する。

- 入力自由度の高いテキスト情報を取得する場合等に、本人以外から個人情報の提供があった場合の取扱いをどのように考えるか。

- 当該自治体は民間事業者と共同で、顔認証機能を活用した避難所入退管理の実証実験を行ったが、当該実証での顔画像等の利用確認については、対象地域住民への説明会時に口頭確認で対応した。

- 新技術導入に関する個人情報取得における本人同意の確認方法。
- 行政がデータを活用するに当たって、データの管理や廃棄等に関する行政と事業者との個人情報取扱いにおける取り決めの必要性。

⑦ 避難所情報等の把握・支援への活用

- 避難者名簿の作成・管理を、自治会等の市町村職員以外の者が行う場合において、個人情報の取扱いに迷うおそれがある。

- 避難所運営については、市町村職員が行うことが多い。
- また、市町村職員以外の者が避難所運営を行う場合には、個人情報の取扱いをどのように考えるか。

論点となる防災業務

課題のあった対応シーン(一部を例示)

問題点・課題

⑧ 安否確認への活用

- 医療機関に搬送された際、搬送者の家族や友人等を名乗る者から搬送先に関する問合せがあるが、傷病者本人から同意を得ることが容易でないため、問合せが来ても、**「本人の利益になるとき」に当たると判断してもよいか分からず**、快く応じられないのが現状である。

➤ 安否確認において、本人同意が不要となる「本人の利益になるとき」のシーンが明確になっていない。

⑨ 災害時における安否不明者の氏名等の公表

- (詳細は、本日の資料 4 で説明)

## 論点となる防災業務

## 課題のあった対応シーン(一部を例示)

## 問題点・課題

## ⑩ 災害対応記録・検証の作成、活用等

- 研修資料や火災調査資料の作成のために、災害情報の収集のために撮影した映像データを用いようとした場合、同データに映り込んだ全員の同意が必要となるが、個人の連絡先が分からないことや全員に連絡をすることが現実的ではないことを理由に、**組織内部での利用価値が非常に高いものであっても、利用を断念せざるを得ない**ことが想定される。
- 災害出勤した際に、統計処理や今後の検討材料とするため住所や関係者の名前等も記載した報告書を作成しているが、**これらの保有が問題ないのか不明である。**

- 災害対応の記録や検証等の後学のために情報の取り扱いが明確になっていない。

課題のあった対応シーンとしては指摘を受けていないが、精査が必要な防災業務

## ⑪ 被災者台帳の作成、活用

## ⑫ 在宅避難の把握・支援への活用

## ⑬ 新型コロナの自宅療養者・濃厚接触者等の関係部局での連携・情報共有

## ⑭ 帰宅困難者対策への活用

## 1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）

## （利用目的の特定）

法第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

## （利用目的による制限）

法第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## （1）利用目的の特定及び制限

医療・介護関係事業者が医療・介護サービスを希望する患者・利用者から個人情報を取得する場合、当該個人情報を患者・利用者に対する医療・介護サービスの提供、医療・介護保険事務、入退院等の病棟管理などで利用することは患者・利用者にとって明らかと考えられる。

これら以外で個人情報を利用する場合は、患者・利用者にとって必ずしも明らかな利用目的とはいえない。この場合は、個人情報を取得するに当たって明確に当該利用目的の公表等の措置が講じられなければならない。（Ⅲ 2. 参照）

医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的は別表2に例示されるものであり、医療・介護関係事業者は、これらを参考として、自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して公表（院内掲示等）しなければならない。（Ⅲ 2. 参照）

また、別表2に掲げる利用目的の範囲については、法第15条第2項に定める利用目的の変更を行うことができると考えられる。ただし、変更された利用目的については、

## 1. 改正個人情報保護法の条文

## ○第六十九条（利用及び提供の制限）

## 2. 対応シーン

- ・自治体が災害時に個人情報を取り扱う対応業務

## 3. 懸念点や課題

- ・自治体が個人情報を取り扱う上での懸念や課題

## 4. 対応方針

- ・3の懸念や課題に対する対応指針を解説